

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成28年9月8日(木) 午前10時～午後1時26分
平成28年9月21日(水) 午後4時30分～午後5時30分

場所 第2・3委員会室

出席議員(7名)

委員長 宮川 隆 副委員長 鈴木麻住 委員 大野慎治
委員 相原俊一 委員 木村冬樹 委員 堀 巖
委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員(7名) 市長 片岡恵一

総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、
行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、維持管理課長 高橋 太、同統
括主査 竹安 誠

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第84号	財産の交換について	全員賛成 可決
議案第85号	事故により生じた損害の賠償に係る和解について	全員賛成 可決
請願第2号	請願書(岩倉市議会に対し、具体的行動を求めるもの)	全員賛成 一部採択
陳情第5号	片岡市長の政治倫理を求める陳情書	賛成多数 採択
陳情第7号	岩倉市の警告書の根拠の明確化を求める陳情書	岩倉市不当要求行為 等対策要綱について 継続審査とした

◎委員長（宮川 隆君） おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

議会中の大変お忙しい中ではありますけれども、委員全員おそろいいただきまして、本当にありがとうございます。

本委員会に付託されました案件は、議案が2件、請願1件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局からの御挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

一言、委員会の前に御挨拶をさせていただきたいと思っております。

けさ方、台風13号も3時ぐらいに温帯低気圧になったということで、昨日来、少し準備等はしておったわけですが、幸いにも特に何事もなく過ぎました。よかったなというふうに思っております。

今回の議案としては、当局側としては、財産の交換案件と損害賠償の和解案件ということで2件をお願いすることになっております。どうぞ慎重審議をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎委員長（宮川 隆君） それでは、審査に入ります。

陳述人がお越しになっておられますので、請願の審査から始めたいと思っております。

それでは、請願第2号、請願書（岩倉市議会に対し、具体的な行動を求めるもの）についてを審査いたします。

それでは、請願者より意見陳述をされたいとの申し出がありましたので、これを認め、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人 おはようございます。

請願を出させていただいた〇〇〇〇ですが、よろしくお願いいたします。

先日、請願を出させていただきましたが、この請願については、ことしの6月議会で、堀議員の質問に対しての片岡市長の回答について、全く意味不明の回答だもんですから、これは何を言っているのか、皆さんはわかりますか。ここにおられる皆さんは、片岡さんの答弁が理解できますか。

それは何かというと、片岡さんは答弁の中で、「これは個人と団体」、自分個人と団体というのは、自分の政治資金管理団体、片岡恵一と市政を語る会のことなんですけど、「これ同一人物なんですけど、説明しやすくするために個人団体ということにしますと、私は個人として、今度選挙に出ますけど、

説明資料をつくりたいのでお金を出して印刷をしますと」。これは誰が誰に言っているんですか。「そのときに、団体のほうに名前を貸してほしいということで、団体名を印刷していいかというふうに聞いたときに」ということは、片岡さんが団体に対して名前を使ってもいいかと聞いたんですよね。

「こちらとしては名前を使うぐらいならいいですよと」。どの名前なんだと。「こちらの団体自体が収入がないものですから、4万円だろうが6万円だろうがゼロなんで、印刷してあげることにはできないけど、名前を貸すことはいいですよ」。今度は、これ団体の言葉になっちゃっているわけですよね。全く意味不明で、これが議会で行われた答弁で、議員の皆様が納得できるのかと。

もとをたどれば、堀議員が質問した内容は、うろ覚えですけど、収支報告書をなぜ出さないんだということと、あとは収支が全部ゼロだと。バス旅行が云々、バス旅行に関しては、県議の方に自分と衆議院議員の江崎さんが名前を貸しただけだと。それはそうなのかと。だけど、自分の冊子についてはどうなんだと。それには全く答弁せずに、その収支はゼロなんだと。その印刷物についても個人と団体という言葉の中で逆転していつてしまって、何を言っているのかさっぱりわからない。

これでは明確な収支がゼロということの回答にはならないものだから、だから僕が請願を出して、堀議員が質問者でしたので、請願の紹介議員になっていただいて請願を出させていただいたんですが、結局、この間の請願を出したときにも、どういうわけか知らないけど、片岡市長が答弁、反論、説明なのかな。何に対する、あのときは僕の記憶ですと、堀議員が読み上げて、相原さんが質問されて、それに対して総務部長がまたわけのわからない説明をされて、何なんだこれと。そこに片岡市長が挙手されて、またもや意味不明なことを申し上げられて、それもビデオがありましたので、この請願とは全然関係ないものですよね。郵送によるものは認められなかったというふうに答弁しましたが、実際、私が郵送した収支報告書が、自動解散になったことがわかった後に手元に届きました。自動解散になったことなんか、この人は6月議会のときには総務部長か誰かからこんなふうに公報に載っておるけどどうだというふうに言われて、それで気づいたとおっしゃられたんですね。しかし、実際のところ、片岡さんの片岡恵一と市政を語る会の17条2項の適用を受けて自動解散になった経緯というのは、愛知県の公報に、これは法律では載らないといけないんですよ。だけど、愛知県の公報は載せ忘れたんですよ。載っていないんですよ。載っていないから総務部長が知る由なんかないんですよ。片岡さんの本人のほうには愛知県の選管のほうから通知が行き

ますので、それは知る由があるでしょう。だけど、総務部長は知る由はありません。その後の、あの方は23年の3月31日をもってして解散扱いになっているものを、解散届を出して、全ての年の収支報告書はゼロでまた再提出して、3月31日付で解散し、23年4月1日にもう一度同じ名前の団体名、組織の構成人員も変更がなく設立して、そこからまた出さない、それでも出さない。だから、一度もあの方は郵送した経緯なんかどこにもないんですよ。だけど郵送したんだと。

そこに来て、また、わかると思うんですが、23年分、24年分の収支報告書を出さないもんですから、また自動解散ですね。だけど、このことに関して、愛知県の選管は再度載せ忘れた。公報に載らなかった。件数がたくさんありますので、同じ片岡という名前のやつが2件あったものですから、1件の人だけで間違えた。それで、ことしの6月ごろの愛知県の公報に、漏れということで記載されて、ここでしかわからない情報が、なぜ総務部長か誰だったかというような表現だったと記憶しておりますけど、またそれも作り話じゃないかと。結局、作り話で、議会でまともに傍聴している市民は、何も発言もできなければ聞き直すこともできない、一方通行のもので、それを受けて判断していくものが、全く判断材料にもならないものですから、じゃあそれではいかなものかということで請願という形で出させていただいた。

でも、そこにまた請願を読み上げた9月議会の中でも、またわけのわからないことを言い出して、これでは御本人に来てもらって説明を受ける、それが適切かどうかわからないですけど、私の知り得る知識の中では百条委員会なるものを設置していただいて、この真意を問いただしてもらわないと、お金にかかわること、あとは選挙にかかわることですので、公職選挙法に触れているかもわからないようなことですので、ぜひともこれは百条委員会を開いて、私の請願書にあるように、それを強く熱望するという思いのお話でよろしいでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） ありがとうございます。

陳述人からの趣旨等説明が終わりました。

紹介議員からの補足説明はよろしかったでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 特にないです。

◎委員長（宮川 隆君） では、紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

少し整理するために、議員間討議というか、フリートークでちょっと進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 異議なしということですので、正直言って、この手の取り扱いというのが初めてのパターンなので、少し戸惑っているところはあるんです。

◎陳述人 これは初めてのパターンだと思いますよ。というのは、議会において市長が虚偽の説明、疑わしいことについての弁明が作り話でできれば、これはレアケースだと思いますよ。どこの地方議会でも、そんなことはまれですよ。

◎委員長（宮川 隆君） なおかつ、まずスタートの時点からどういう取り扱いが一番いいのか、どういうふうに進めるべきがいいのかというのが、前例がないからという話ではないんでしょうけれども、まず手探り状態でやらないといけないし、余り議論が四方八方に飛んでしまうと、逆に茶の木畑に入ってしまう可能性があるんで、ちょっと慎重に進めていきたいなという感じはしているんです。

それで、この件に関して、それぞれの所感みたいなものがあったらお示しいただきたいんですけれども……。

◎委員（木村冬樹君） いろいろわからない部分はたくさんあります、私たちも。6月議会の堀議員の一般質問では、堀議員が事実経過を述べた後に、市長がまたそれとは違うことを言ったというのもあるんですよね。例えば、具体的に言いますと、一回政治団体が解散になって、その後新規登録した後は毎年出していたということを言っているんですよね、市長は。しかし、この間の発言では、堀議員はそうじゃないというふうに質問の中で触れているんですけど、市長は毎年出していたという言い方をされていて、しかも先日の本議会の初日の発言では、そういうことは全く訂正がされずに、新しい事実が触れられるという、この言葉も全く意味がわからないです、私たちも。開封もされずになぜ残高が違っていることがわかるのかと思っちゃうわけですよ。そういうところも含めて、私も理解ができない部分についてきちんと市長に示して、その上で何らかの発言を受けるというのは必要ではないかなというふうに思っているところです。

それはどういう場にするのかというのは、また皆さんの御意見を聞いて決めていかなきゃいけないのかなというふうに思いますが。

だから、9月議会の冒頭で触れられた発言についても意味がわからないところがあるもんですから、こういったところについて、改めて正確なものは何なんだということは、どこかの場できちんとしなきゃいけないなというふうに思います。

ただ、百条委員会というのは非常に重い委員会でありますので、そういった点では、まずその辺の事実経過を受けた後で、必要があればということで考えたいなというふうに私は思いますので、そういった点では、請願項目にあります1項目めについては、少し慎重に行きたいなというふうに思っているところです。

2項目めについては、やはり事実経過を明らかにさせる、必要があれば陳謝いただくということで進めたらどうかなと思います。

◎委員（堀 巖君） この件に関しましては、6月議会の冒頭に、本会議でも言いましたように、〇〇さんからの情報提供をもってして私なりに調べて、〇〇さんからの情報もほぼ、ほぼというか確実だということがわかって質問に至ったわけです。

市長の答弁自体は、木村さんも言いましたように、しどろもどろなんだけど、一般質問の通告をしてから一般質問の答弁まで、かなり期間があるわけですね。私もふだんは余りやらないんですけど、この件に関しては秘書課とのヒアリングをやって、こういうことであるけれども、リーフレットの話だとか、知っておるかということもその秘書課の担当者、課長とも話をしながらヒアリングをしたところなんですね。

そういったことを踏まえて、これはやっぱり市長の個人的な話なもんだから、担当課としてもなかなか関与しにくいという話もあって、けど日にはかなりあったわけです。その間に準備を、答弁として市長が個人的にされたと思うんですけども、そういった中で、やっぱり記憶違いであるとか、そんなことは許されないわけですね。かなり期間があるわけですから。きょう、本当に突然質問して答えて、記憶間違いでしたというのはあり得ると思うんですけど、毎年出していたという話は、やはりその答弁の期間からすると、これはそういうふうに答えようと、自分が本当に意思を持って、記憶間違いではなくて答えられたとすると、さっきの9月議会の答弁からしても、全部ゼロ収支なんですよ。ゼロ収支で収支の狂っている訂正、残高とかあるとか、そんなことがあり得るのか。開封しなくて何でわかるんだという話がありましたけれども、したとしても、ゼロ報告で繰越残高があるとかないとかいう話も全然わけがわかりませんので、本当にどうしてこういう答弁になるのかというのが不思議でしょうがないということが所感でありますし、やっぱりうその上塗りみたいな感じがしますので、本当に正しいことは何なのかということをしちっとたすべきだというふうに私も思います。以上です。

◎委員（大野慎治君） 基本的に、後援会団体を持っている議員も含めて、政治家たるものは3月31日まで県の選管の届け出、直接持っていくのが一般

的には常識、議員の皆さん、愛知県の議員の皆さん、全国の皆さん、多分ほとんどそれが常識とされています。特に岩倉市議会の議員、関係者は多分ほとんどが直接行かれています。郵送されている方は皆無。

だけど、ちょっと〇〇さん、1点質問させていただいていいですか。

請願項目に、「郵送による収支報告の提出は認めないものではないこと」という、この表現がいまいちわからなかったの、ここの。

◎陳述人 認めるということです。

◎委員（大野慎治君） 認めているの。

◎陳述人 認めているんです。郵送で送ってもらって結構ですということですよ。というのは、法律上、提出になっているわけですから、持参なんて項目で書いていないものですから、言葉が全てですので、提出と書いてあるものですから郵送でもいいわけですね。じゃあ、その解釈が市のトップである市長ができないのであれば、市民に対する郵送物、例えば申請書なり全て、これを提出してくださいと、今も補助金申請なんかありますよね。それを提出してくださいとなったものが全て持参になってしまうのかと、そういった解釈で市長が決裁を下しているのか。違いますね、提出というものは郵送で送れるように、ほとんどが、岩倉市の場合もそういった場合は返信用の封筒まで同封していたりしますが、ただ、今の資金管理団体の届け出団体というものの性質上、返信用封筒なんかは入れて郵送されるべきものでもないし、切手代は自分持ちに決まっているんですよ。その解釈を自分がルールのある条文も一度も読んだことなく、自分の思いつきで発言しているだけの話でしょう、これはと。だから、僕は郵送が云々という発言に対しても裏取りをしていますし、愛知県の選挙管理委員のほうにもきちんと、堀議員は電話で確認されたとおっしゃいましたが、僕は出向いて選挙管理委員、アカハネという者と話をし、全て確認しておりますし、そこで事実、愛知県の公報に、先ほど私が言った記載漏れだということも、私の質問に対して発覚して、県のほうもそれで気づいて公報に載せたというのが事実ですし、これは選管もかなり怒っていましたよ。郵送で送ったと。うそだと。うちのほうには送ってもらったことはない。ただ、一度調べると、過去に一度送ってきたことがあるけど、それは送り返したと。そのことを言ってみえと思うんですよ、片岡さんは。それはいつかわかりませんよ。いつのことかわかりませんよ。ただ、今僕が、先ほど委員長がおっしゃられたように、茶畑に入ってしまうような、あれもこれもというふうになるといけないものから、僕は平成23年4月1日設立の後援会のことだけで言っているつもりなんです。23年4月1日に設立して、その後の25年ですか、前回の市長選、そのときに、こ

の間、これは今コピーですので白黒ですけど、こういったものの作成配布をされたもんですから、これが幾らかかっているんだらうと。当然もう一部の選挙用ビラ、このビラとこれとこれが私のうちのポストにも入っていたもんですから、なぜこんなことができるんだらうと。こちらに関しては収支が出ていますので、大野議員なんかよく御存じだと思いますが、11万円ぐらいの市の公費で出ています。ただ、これ余りにも立派だから、これ幾ら使っているんだらう。これを公職選挙法で選挙費用が幾らかかったのか、我々有権者は見ることができるし、当然これに書いてある発行人が後援会団体だったもんですから、当然収支報告書を確認すればわかることですので、確認しようと思ったら提出が未提出だったんです。それで質問を堀議員がされたら、収支はゼロなんだと。このことに関しても、先ほど言った名前を貸しただけとか、わけがわからない。

でも、この間6月議会のときでも、堀議員は、僕は後ろからだったからわからなかったですが、これだけを出されたというふうに認識をしたんですけど、そうじゃなくて、もう1枚、この中にもあるんですけど、この中に、一番後ろのところに、政策を列記したマニフェストは後日発行しますとあるんですね。じゃあ、政策を列記したマニフェストというのがこれでしょうと。信頼に応える100策。ここに、これは発行年月日を書いていないんですけど、1期目にまいた種、2期目に花を咲かせますと。これはこの間の25年の選挙の、2期目の選挙用だということが読んでとれると思うんですけど、じゃあここまでやって、これが公職選挙法にも触れることで、知らないですよ、それが公職選挙法には時効なのか、ただそこまで言ってしまうと、また茶畑に入るような話になってしまうといけないもんだから、だから、とりあえずこれのことに関してでも、何部つくって、何部配布して、幾らの費用でつくったのか。例えば、これに関しては、これは何枚でしたっけ、1,600枚か。

〔「1万6,000部」と呼ぶ者あり〕

◎陳述人 この公費で使ってつくるこれは1万6,000部つくって11万円ぐらいの費用ですね。これは僕の勘ぐりですけど、これが1万6,000部つくって11万円の費用。じゃあこれ、多分同じ印刷屋でつくっている、こちらには印刷所の名前が入っていますので、明記しないとイケないものですから、こちらとこちらには入っていない。これも同じ印刷屋さんで、これの印刷代が公費のほうに請求されていないかという疑いも出ているじゃないですか。ゼロでやられてしまうと。

だから、このゼロ収支というのはおかしいじゃないかということで、堀議員、ほかの議員に僕は話をしましたけど、おかしいじゃないかと。それでは

おらがまちの市長さんが厳正な選挙で通った方なのか。僕はあれですよ、大野さんお見えになりますけど、あの当時は、僕は片岡市長に投票をしたんですから、僕は。その意味でも僕には責任があるんですよ。

それと、先ほど木村議員がおっしゃられた百条というものは非常に重いんだと。だから、そこはどうなんだというようなことをおっしゃられましたけど、僕も非常に重いものだと思います。ただ、それと同じように、議会も同じ重さのはずなんです。百条委員会と議会と重さの軽い重いなんかないはずで、議会で重きを重んじるところで、そのような誰も理解できない。片岡さんの身内の方は理解できるかもわからないけど、皆さん、今、こちらの3人の方も理解できないようなふうなおっしゃられるものですから、じゃあこれは、うそをついた人間に正直なことをただそうとするときには、やはりある意味のルールでがんじがらめにした環境で話をしてもらわないと、今度それをやって、また違うやないかと、整合性がないじゃないかといって、じゃあ次こそは百条なのかと。それこそ茶畑に入っていきような話で、僕は、先ほどおっしゃられた百条がちょっと厳しいんじゃないかと。僕も知らないですよ、百条委員会を開くためにどれぐらいの手續や労力が要るのかはわかりませんが、僕は百条委員会を開いて、御本人に、それこそ罰則が科せられるような場で証言、発言をしてもらわないと真が問えない。

というのは、次の今期で市長、次の市長選には出られないと、この間6月議会でおっしゃられていましたけど、でも、まだ3カ月もあるわけですよ。3カ月もこの方に市政の方向性を委ねるのであれば、当然、疑義が生じた部分に関しては正直に。これは、市の職員たちとでき上がっていることじゃありませんので、個人のことでし、なおかつこの方の会計責任者は、同居してみえる、知らないですよ、戸籍上は今どうなっているか知らないですけど、片岡美智子さんという奥さんですよ。その関係の方が会計責任者。会計責任者の奥さんに成りかわって、市長である御自分が自分の政治資金管理団体のことに関して答弁されたんですから、それはそれで重いですよ。

なおかつ、補足で言いますと、先ほど大野さんがおっしゃられたように、この市議の方たちは後援会団体を持っておる。ほとんどの方は政治資金管理団体にはなっていないはず。1つ質問したいんですけど、大野様はなっていますか。

◎委員（大野慎治君） なっていない。

◎陳述人 なっていませんね。一般的に政治資金管理団体になるようにチェックを入れるような団体は何かというと、寄附金が150万以上もらう方ですよ。例えば、大野さんを引き合いに出してはいかんですけど、よく御存じだ

ったものですから、大野議員の団体は個人献金で上限150万までです。それ以上の献金は受けられません。片岡さんの団体は1億円でも受けられる団体になっている。その団体がゼロ収支もいかなもんかと。

もっと言えば、そんなふうだったら、皆さん、傍聴の方でも、だったらみんな資金管理団体にしたほうが、ひょっとしたら金が転がり込むかもわからんやないかと思われるかわかりませんが、そこはやはりハイリスクの部分もありまして、それは何かというと明細、例えば大野さんの団体は1万円が3つ重なって、領収書添付なしで記載事項でいいわけです。だけど、片岡さんの政治資金管理団体は1万円から領収書添付なんです。領収書を添付で、大野さんばかり言っていかなんですけど、大野さんで表現したほうがしやすかったもんでごめんなさい。後で謝りますけど、大野さん。大野さんの支出に関して、例えば印刷物を大野さんがつくったとされても、それは印刷所の名前を書くだけでいいんですよ。領収書の添付は必要とされない。ただ、片岡さんの政治資金管理団体は領収書添付なんです。その領収書の添付をしなければいけない、かなり細かく収支を出せというところで、おのずと、チェックを入れるところがありますのでね。片岡市長は自分から資金管理団体だということにチェックを入れて、その項目でこの収支報告書を出しているわけですよ。これでゼロ。

別にゼロがあり得んというわけじゃありませんよ。ゼロ収支というものは、別にあってもおかしくはないですね。収入支出がゼロだと。だけど、例えば後援会でこういったものをつくれれば、マイナスなんてことはあり得ないんですね。というのは、法人登記もされているわけじゃありませんので、借入金が起こるわけがありません。ですので、普通はこういったものをつくりたいというのであれば、市長という役職にいる方だったら、当然そのスキルもあるはずなんですけど、自分が後援会団体に寄附をして、そのお金、例えばこれが10万円かかるとしたら10万円寄附して、その10万円をつくるんですね。それで収支が出るわけですね。例えば、ここにおられる須藤議長なんかの収支報告でも全てそうになっています。僕もほかの方のを全部見ましたけど、ほとんどの方の収支、ゼロの方はゼロですけど、収支がある方は御自分で寄附して御自分で使う。わずかなお金ですよ、2,000円、3,000円、そんな中で1万円、積み立てて1万円というふうなことの細かなもの、それは資金管理団体にもなっていない、余り足かせの少ないような報告でいい方たちでも、市議の人たちはまともにやっているんですよ。一部の市議の人は出さない人もいますけどね。陳情に書いてあるように、後援会団体を持っているけど、お金の動きがないもんで、届け出みたいなのする必要はないだろうと。びっく

りしますけど。ですから、僕が言うのは、余りにも質が悪過ぎる。

ちょっと大野さんの質問からずれてしまっていますが、木村議員の、先ほどおっしゃられたような百条はいかがなもんかというのは、僕は百条委員会を開くしか方法はないと思いますし、請願者として熱望することを再度申し上げます。

◎委員長（宮川 隆君） 他に所感、意見等ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） それでは、議員間討議を一旦終結させていただきます。

暫時休憩させていただきます。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎委員（相原俊一君） 私どもは、市長は誤解されているだけだと。郵送がだめだということについて、それについてだけ。

◎委員（木村冬樹君） 誤解されているというか、堀議員の一般質問に対する答弁もちょっと支離滅裂というか、さっき言った23年度分から27年度分は27年4月23日付で一括して提出されていると堀さんが言っているのに、市長は毎年出していたんですけどねなんて言っているんですね、郵送で。これはもう明らかに間違っているし、やっぱり我々は議会で話されたことで間違ったことがあれば、陳謝の上訂正してもらおうというのが当たり前だというふうに思うんですけど、誤解とかそんなことではなくて、誤ったことを言ったわけですからね、事実と違うことを言ったわけですから、それはちょっと、そういうのは訂正しなきゃいけないし、さらにこの間の9月議会の冒頭の発言では、新しい疑義も生じているとさっき言ったんですよ。だから誤解というか、さらに疑問が湧いてくるような発言が繰り返されたというふうに思っていますけど。

◎委員（相原俊一君） 委員長、思い違いという、市長自体、郵送はということ、思い違いという言葉でしか言えないんですけども。

◎委員長（宮川 隆君） 6月議会的时候にはそういう認識のもとでの発言であったと、市長個人はね。

◎委員（相原俊一君） 私どもは、それで十分理解はしていました。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私の解釈は、確かに一般質問の中での市長の答弁というのは、ちょっとやっぱり矛盾があるのかなと。今度の9月議会でのこの請願が出た段階で、それを市長が訂正をしていただいて、ここに書いてあるように謝罪があれば、これはこれで、とりあえず今請願で求められている

真実を追求して、さらに謝罪を求めるということだったので、よかったのかなと思うんですけども、その答弁がまたちょっと食い違いがあると。明確な謝罪もなかったということが、ちょっと僕としてはひっかかかっていて、あのときの答弁は何も要らなかったんじゃないかなというところがちょっと。なので、そこをどうやって真実を追求するかという場をどういうふうに設けるかというのが次の課題というふうに思うんですけど、それが委員会でやるのか、どの場が適しているのかということをやっと議論したほうがいいのかなと。

◎委員長（宮川 隆君） という御意見ですが。

◎委員（大野慎治君） 基本的にモラルの問題なので、政治家としての。言葉は悪いですけど、〇〇さんも追加の資料でリーフレットの話がありましたが、後援会団体はちゃんと最後収支を出さなきゃいけないということになっているにもかかわらず出さなかったということについても問題なんだと。その部分の謝罪というか弁明もないまま、9月議会の御発言も、私も謝罪にはなっていなかったんじゃないかなと、印象ですよ、謝罪と受けとめられなかった。真摯に謝っていただければ、僕はもうそれでよかったと思ったんですけど、それがなっていないというところに一番の問題があるのではないかと思います。

◎委員（相原俊一君） 全体の中で、市長さんがきょういらっしゃらないし、委員長は先ほど全協とか、そういうお話もされました。

◎委員長（宮川 隆君） いろいろな場所があるからということですよ。

◎委員（相原俊一君） いろんな形でということも言われました。9月度議会の2日の日か、謝罪とは認められないという話もありました。だから、その意味では、改めて委員長のほうからでも、そういうことで申し入れをしていただくのも手かもと思うんですけども。

◎陳述人 質問していいですか。

もし、今、相原さんがおっしゃられるようなことであれば、陳情者の僕は、そういった場には出席できるんですかね。

◎委員長（宮川 隆君） 全員協議会はできますね。

◎陳述人 全員協議会では質問もできるんですか。

◎委員長（宮川 隆君） 全協での傍聴者の発言は、今のところないんだよね。

◎陳述人 それだったらおかしいじゃないですか。僕もきょう、先ほど僕も陳述したいんだというふうな申し入れがあったと言われましたけど、それはそれでいいんですけど、僕は別に、きょうやるから、きょうよと言われただけ

ですよ。だから僕は最初に戸惑ったんですもん。その請願書も確かに僕がつくったものですが、記憶にはない。だもんだから、文書が手に持っていないもんですから、その説明を委員に質問されたときにお答えないといけないから、僕はこれは用意しましたけど、この請願の部分。今この場で先延ばしされて、先ほど木村さんや皆さん議会の方がおっしゃられるように、間違っただけを言ったんなら訂正した説明をしていただかなきゃおかしいですし、間違っただけからごめんねだけでは、過ちを犯したけどごめんなさい、だけど真実は語らない、それでは陳謝にはなりませんし、何かと言ったら説明責任があるんですよ。今の収支報告書は法律ですので、法律を、先ほど相原さんがおっしゃられたのは、勘違いしておったと。郵送でできん。いいと思っていたけど、実はいかんかった、それで勘違いだと。だけど、その後の話があったじゃないですか、それは9月のときの話で、もう相殺されている話なんです。それは何かというと、総務部長も説明されたように、郵送では受け付けることをよしとなっておると。それを勘違いしておったとおっしゃられた。それ、相原さんが9月議会の質問で、御自分で質問されたことじゃないですか。堀議員が電話で確認したという言葉に対して、電話で確認ということはよくわからんと。ということに関して総務部長が回答されましたよね。ですから、それはもうそれで御理解できていますし、片岡さんの勘違いでも何でもなかったということは明々白々ですよ。

だって、6月議会のときには毎年出しておったと。今度は9月議会になったら、一回出したけど返ってきたもんだから出さんかとおっしゃられるんですよ。そこに来て相原さんは、実際はどうなんだと、県の選管は郵送でもいいのか否かという話に対して、それはいいんですよと、オーケーですということ。先ほど大野議員が僕に質問されたのと一緒の内容のことですよ。それは公明正大にオーケーなんです。

だから、僕は相原さんが、今おっしゃられるような内容で、この場では市長がおらんからと言われても、じゃあどういう場がいいか知らないですよ、それは僕も素人ですから。片岡市長が事実と相違がないこと、整合性のある説明ができるんならそれで結構なんです。そこに、おまえ間違えたから謝罪してくれというものでもないですよ、僕は。真実を知りたいんですよ。本当に、先ほど言いましたように、こういったものを公正なものだと思って信用して投票した僕が笑われる。だから真実を知りたいんだと。これは何部つくって、何部配布して、幾らでつくったのか知る権利がある。

ただ、それを言っているのかどうかわかりませんが、この後に僕の陳情のことも僕が説明することになっておると思うんですけど、結局、これにも当

てはまってくるんですけど、片岡さんは公費でつくったこの書類、この中にも100策の中の100番目にこう書いてある。全ての書類にというか、こう書いてあるんですけど、ごめんなさいね、白黒で読みにくいもんですから、1期前に2,100万円の市長退職金は市民感覚では理解できません。前回と同じく、公約どおり退職金はいただきませんという選挙用ビラに公約、マニフェストというものです。ですので、6月議会で、市長がもうこれで退陣表明というような形のものを出されたもんですから、次に気になるのは、退職金をもらわないということは、公約どおり行っていただけるんだらうということで、僕が、後でまた説明しろと言われりゃ説明しますが、市のほうに市長が退職金をもらわない公約は守っていただけるんですかと、ですよという趣旨の質問をしても、個人のことだから答えないと。個人って、公人のことじゃないですか。何も御自分が経営されている会社の退職金をもらうかもらわんか、給料幾らもらっておるんだ。給料を幾らもらっておるんだまで市長たる職務は収支報告書に出ることですので、退職金のことは出ません。出ませんというか、市長をやめた後だとか出ませんが、それは当然市民として質問して、権利を有することだと思ふ。ただそこに、なぜそんな質問をするかという、毎年片岡市長の収支報告書を見ると、今年度の収支報告書でも市長の借り入れ、4,700万から借り入れがあるもんですから、じゃあこれで市長退陣された後に、どうやって4,700万の借財を返すのか。

[発言する者あり]

◎委員長（宮川 隆君） 済みません、ちょっと。

◎陳述人 だからリンクさせているんでしょう。だってもう次陳情へ行くんじゃないの。まだこっちで……。だったらいいですよ。ごめんなさい。

◎委員長（宮川 隆君） 関連でいかれるんでしたら関連として、どっちみち後から聞く話ですので。

◎陳述人 僕もそう思って関連だって言ったつもりだったんですけど、いかんかったですか。いいですよ、ルールで仕切ってください。

◎委員長（宮川 隆君） 今のところ、一連のものはというふうにお伺いしておりますので。

◎陳述人 だから、この公約、この片岡市長さんの100選、やれることやれなかったこと、種をまいただけのもの、摘み取れなかったものもあるとは思いますが。それは非常に難しい、議会というものと波長が合わないといけないことはたくさんありますので、自分一人ではできない。ただ、この100策目の一番最後に書いてある退職金のことに関しては自分一人で決められることですので、退職金組合に何も迷惑はかかりませんし、僕も試しに岩倉市の

ほうに、片岡さんの前期の4年の退職金の請求資料の情報公開請求をしたんですね。そうしたところ、文書不存在。ということは何かというと、請求しておらんとということですね。していない。それが毎期ごとに請求する方も見えるだろうし、続投する方は2期、3期、本当に自分がやめたとき、選挙で通らなかったときに退職金の請求をするものなのもわかりませんが、とりあえず片岡市長の場合は情報公開請求して、それが文書不存在という形で僕のほうには返ってきたもんですから、じゃあ請求はしていないんだなど。それでわかるわけですよ。退職金をいただいたかどうかなんていうことは。公約どおりいただかんといってもらえばいいですけどね。

そこに関しても、個人のことなので答えないと。市民の声というのは要綱にも庁議で諮るといふふうになっていたもんですから、庁議で諮ってそんな回答が出てくるということは、これはひょっとしてもらおうということですかと。なぜもらわないと言えないのかなあと。だもんだから、僕は陳情で出していますけど、請願で議会で質問してくださいというふうなつもりで陳状を出したんですね、こちらに関しては。

そろそろ2つ、2個1でよかったですかね。

◎委員長（宮川 隆君） いいですよ。

ということで、他に御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） では改めて、私が聞いても大丈夫ですか、かわらなくていいですか。

確認のためにお伺いしますが、この請願書の請願の1項目めの百条委員会に関しての設置が可能かどうかということを確認したいんですけれども、これはどちらに聞けばいいですか。

◎委員（堀 巖君） 請願を受けた時点で事務局として調べていないのかと僕がさっき。

◎委員長（宮川 隆君） 事務局の見解としてはどのようにお持ちなんですか。

◎委員（堀 巖君） 僕は、この紹介議員になった手前、この百条委員会という文章があるので、これができるのかどうなのかというふうに考えたときには、やはり議会の中の答弁が虚偽であるかどうかのものについてということだったので、所管事項として議会の中のやりとりについて真偽を確かめるという意味において百条委員会は可能だと思っていました。

◎委員長（宮川 隆君） 済みません、条文そのものなんですけれども、百条委員会とは、都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自

治法第100条に基づき、地方議会の議決により設置した特別委員会の一つであるというような位置づけなんですね。ですから、所管事項をどのように捉えるかによって、願意は百条委員会を開くということが願意じゃなくて、そのことによって市長の発言の是非、もしくは間違っているものに関してちゃんと正せということだというふうに私としては理解して……。

◎**陳述人** 僕の百条委員会の認識は何かというと、例えば、裁判における議事、証人と同じ扱いですね。ですから偽証罪にも問われるというのはそこです。ですから、記憶にないことは言ってもらわなくてもいい。記憶にないことを捏造して発言することが偽証なんですね。記憶にないこと、忘れてしまったことはわからないで言ってもらえばいい。ただ、片岡市長の場合は、議会においてそれを、僕は捏造という位置づけはできませんが、ただ、僕の調査したところによると、全てが捏造。ですので、それは議会で偽証とは言わんですよ、真実と違うことを発言されるのであれば、これは今読み上げられたように、議会は真実を問う場ですので、それで百条委員会なるものを設置して、そこで罪、違うこと、うそを言う、真実と違うことを言うと罪に問われるぞというのが百条委員会だというふうに僕は捉えていたんですね。ですから、やはり何も罪が問われなきゃ、うそついたらいいやというふうに、議会でうそをついても、別にそれで通っていくわと。時間さえ過ぎればええわというようなやり方で市長が対応されるもんですから、これではまともに議会の傍聴したり、市政のことに不安を感じている人間にとったら非常にこれは害悪です。だから、僕の認識はそういった認識です。

◎**委員長（宮川 隆君）** わかりました。

では、ちょっと1時間ほど過ぎましたので、ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（宮川 隆君）** 異議なしと認めます。

11時15分から再開いたします。

（休 憩）

◎**委員長（宮川 隆君）** それでは、休憩を閉じ再開いたします。

他に御意見等ございませんでしょうか。

◎**委員（木村冬樹君）** 先ほど請願者もおっしゃられたように、事実が何なのかということをはっきりさせたいということでもありますので、そこを明らかにするところを、きょうはちょっとそれが、市長がいませんのでできませんので、別の日に委員会なりを持って対応するということが必要かなと思います。

それに当たって、6月議会の堀議員の一般質問に対する答弁の中で疑義があったこと、それから9月議会の初日の発言で新たな疑義が生じたこと、ここをやっぱり市長にきちんと伝えて、それが事実はどうだったのかということきちんと発言いただいて、答弁なり発言が誤っていたということであれば、もちろん陳謝していただかなきゃいけないというふうに思いますので、そういった対応をとるべきではないかなというふうに思います。

その上で、まだ疑義が生じるということであれば、また1項目めについても検討が必要になってくるかなというふうに思いますけど。

◎委員長（宮川 隆君） 今、木村委員のほうからの発言がありましたように、請願である以上は、この委員会において可否を明確に示さなければいけないわけなんです。可否を示すに当たって、一連の質問の中で、市長がいないうちでこういうところが問題だということが幾つか出てきました。それを一定文書にまとめて、その上で市長の答弁、発言を求めたいと思います。

ですから、この請願に関して、本日の可否に関しては保留し、議会運営委員会を含めて次回の委員会の日程を定めて、その場で結論がつけられるように鋭意努力していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 異議なしと認め、この件に……。

◎陳述人 僕は、先ほど申し上げたとおり、そういうふうにされるのであれば、その今度の場には私は出席して発言ができるかという質問は先ほどしましたけれども。

◎委員長（宮川 隆君） その件は、次回、委員会を開きますので、委員会においては、この同じような形式になると思います。ただ、そこまでの間に全員協議会の場を開くかどうか、この後協議することになると思いますけれども、仮にその場所での発言は現在許していませんが、この請願の質疑、採決に関しては必ず委員会で行いますので、その場では、もし傍聴がかなわない場合には文書請求していただければ、それを見て委員会の席で質問していただくということに関しては、一定、認めていこうと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。発言の機会はつくと。

◎陳述人 納得できないけど、仕方ないですね。

◎委員長（宮川 隆君） そういうような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ですので、先ほど言いましたように、文書において市長のほうには意見を求めるようにしていきますので、一定、またお集まりいただいて文書をまとめていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 請願者がいないところで市長に問いただすものを、文書をつくっていくというのは、やっぱりおかしいと思うんですよね。だから、この場でこういう点、こういう点、こういう点が市長の発言の中で疑義があるということを上げていくべきじゃないですかね。

◎委員長（宮川 隆君） それでよければそうしますし。

という御意見がございましたが、よろしいでしょうか。

では、どのように取り扱い……。

◎委員（木村冬樹君） では、口火を切りますね。

まず、6月議会の堀議員の一般質問に対する答弁の中で、平成23年度分から27年分については、市長は毎年出していたと言っているんですけど、これは選管に確認したところ、そうっていないもんですから、これは誤りだと思えます。これはきちんと訂正か、間違っただということ認めていただかなければならないと思えます。

それから、その後の政治団体の収支ゼロという点について事実なのかどうかところも疑義があります。

それと、前提の問題で、市長の答弁の中であるのは、政治団体の収支報告書を出すことに対して、非常に自分としては無駄と言ったらいかんですけど、時間がとれないというようなことで困っておったと。2年に1回出して、解散されるのをぎりぎり、それだけは避けようというような、こういう公人としての法律に対する姿勢というのは、これはちょっと議会として認めちゃいかんじゃないかなというふうに思うんですよね。ここについても弁明を求めたいというふうに思います。

それから、9月議会の冒頭の発言の中では、郵送したものが開封されていなかったというんですけど、開封されていないのに、なぜ収支残高の最終の残高と次年度の当初の残高が狂っていたということが選管がわかったのかということですよ。

それから、市長の答弁だと収入ゼロ・支出ゼロでずうっと報告していたということでもありますので、そういうことであれば残高が狂うことなんかあり得ないので、そういった点についての市長の見解。

以上の点ぐらひはきちんと説明していただかないといかんのかなというふうに思います。

◎陳述人 僕はそれに追加が必要だと思うんですけど、それは何かというと、先ほどのこれですね。今の木村議員の中の文章の中ですと、この部分が全く出てこないもんですから。

[「ゼロが・・・」と呼ぶ者あり]

◎**陳述人** ゼロがなんですけど、この中で、議会の中で、これは個人と団体、同一人物なんですけど、説明しやすくするために個人・団体ということにしますと。このくだりの部分の説明は、全く意味不明です。これの弁明、訂正なのか、これについては何を言っているのか。これって名前を貸しただけというのは、多分、先ほど堀議員がおっしゃられたように、一般質問はかなり時間を置いて、前に質問があると、こういう趣旨の質問をするんだと、だから理論武装できるはずだということをおっしゃられたと思うんですけど、僕がこれを読む限り、理論武装の中でバス旅行のことを堀議員が質問されていて、そこで県議に名前を貸しただけだということの理論武装をここにも持ってきただけの話じゃないのと。自分の頭の中で作り話がごっちゃになっただけの話の作り話じゃないですか、これはと。というのは、堀議員が7万円だとか金額を明確に言われて、市長は答弁の中で1,000円単位でつくっておるんだと。だけど、今度はそれが4万円だろうが6万円だろうかと。これはどこの部分で4万円と6万円が出てくるのか。このくだりが全くわかりませんので、ここの部分も、今木村議員がおっしゃられた中に追加していただきたいと思います。

◎**委員（大野慎治君）** そこにはっきりさせるためには、印刷部数が、このときには正確に記憶していないとおっしゃって、1,000、2,000と言っていました、印刷部数も正確にお答えしていただかないと、多分その答えと整合性が合わなくなりますので、その印刷部数も確認していただきたいと。

◎**委員長（宮川 隆君）** 以上で、追加すべきものはございますか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎**委員長（宮川 隆君）** では、今出ました7点に関してまとめて、皆さんに一回お諮りして、それで提出させていただきますので、お願いいたします。

ほかに質疑がないようですので、この請願の取り扱いに関しては継続ということで、次回の委員会に結論は回したいと思います。

続きまして、陳情2件の取り扱いに関して、どのように諮りましょうか。1件1件やりますか、それとも……。

◎**委員（木村冬樹君）** 取り扱い方はどういうふうでもいいんですけど、私のまた所見を申しますけど、この陳情書に関することは、岩倉市の制度にかかわることだもんだから、制度に問題があるのか、あるいは制度の運用に問題があるのか、ちょっとその辺を明らかにしたほうがいいというふうに思います。

特に陳情の7号は、やっぱり要綱において市民に警告を与えるというやり

方が本当に正しいやり方なのかというところもありますし、中身についても疑義がいっぱいあるものですから、そういう点をちょっと明らかにさせたいというふうに思います。

ですから、岩倉市の制度の問題としてきちんと議論したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

◎陳述人 今の、この7号のことですよね。

◎委員長（宮川 隆君） 一括で……。

◎陳述人 一括でもいいんですが、今木村さんが、制度というのは要綱の制度ということだと思んですけど、それで、今7号というのが出たものだから、このことでいえば、要綱に幾ら何が書いてあっても、我々市民は要綱を知る由はないんですね。インターネットに載っていないければ告示もされていないルールを、我々市民はどうやって知ることができるのかと。なおかつ内部で行われて、ここには僕が暴言を吐いたということになっておるんですけど、僕に対する抗弁する余地は全く与えられずに、一方的にこれを送られて、この文章を僕の住所、氏名、先ほど委員長のほうからも請願者の住所、嫌だったら伏せることは可能ですということをおっしゃられたように、何も僕は身に覚えのないことで誹謗中傷する文章を職員全員にばらまかれた。パートの職員まで見ていますからね。このことについては、僕は江南警察署に名誉毀損で告訴して、受理されて、書類送検されていますので、その後の起訴・不起訴に関しては、まだこの後どうなるかわかりませんが、書類送検は間違いなくされている。新聞報道なんかでも、いろんな事件で書類送検されるだけでも、それは警察が捜査して、事実があるものだから書類送検されることであって、このことで、名誉毀損のことですから。

この要綱で高圧的にこの文章を、何の権利があって、僕には抗弁もさせずに聞き取りも何一つなくてやる。この文章によると、岩倉市の不当要求行為等対策要綱、これの委員長は副市長が委員長で、副市長の命によって市長がこの文章を出したんだと。僕は副市長のほうにもどうということなんですかと質問を、それは電話ですけど、再度質問しても、一向に電話に出ない。説明もしていただけない。じゃあ、僕は情報公開請求で市のほうに、要綱に基づいて状況発生報告書なるものを情報公開請求しても、それは見せない、出さない。じゃあわかったと。出さないんであれば、黒塗りでいいから出してほしいという要求をしても、それは岩倉市のほうからは黒塗りに出さない。文書の存在も明らかにしないという返答が来る始末です。

それで要綱だと言って、要綱にのっとったルールがされているかどうかのチェックはどこで果たすんですかね、これ。要綱のことですから、こちらに

おられる議員の方たちも口出しができるようなものじゃないですね。じゃあ秘密裏に片岡市政は市民を攻撃できてしまうのかと。

前も僕がこの陳情に関しては、請願を受けてくれないかということで説明したことがありましたけど、そのときのとおりで、余りにも市民を攻撃する。秘密裏に攻撃して、やる。その市政と要綱。

この発言がだめだったらとめていただいて結構ですが、例えば、岩倉市はことしの1月にとんでもない事件がありましたね、職員が処分されるという事件、刑事事件に発展するような事件。その当事者と思われる人間が、処分の中で不正アクセスということはかなり重い懲戒処分を受けた経緯がある。では不正アクセスとは何ぞやと聞いても、市から回答はいただけない。じゃあ、それはどこに準じての処分なのかと質問しても、そうすると個人情報保護条例だと。個人情報保護条例に触れて職員の処分を行われたのであれば、岩倉市の個人情報保護条例には罰則規定が何条かに載っている。罰則規定があって、犯罪があったと市が認めるのであれば、なぜ告発しないんだという質問を僕は市にするわけですね。その裁量権は市が持っているものですか。その職員が、不正アクセスということはどういう内容のことかわかりませんが、そこまでしか発表がされませんので、不正アクセスというのが個人情報保護条例に触れているんだと。それで懲戒処分はかなり重い、停職処分に次ぐような重い処分を受ける。では、それだけのことをやった職員であれば、岩倉市の条例の罰則規定に従って告発、告訴を市はなぜしないのか、そこが理解できないんですね。その条例はなぜ、条例すら踏襲できないのかと。それも副市長ですね、また。職員の処分の。

そうすると、片岡市長、久保田副市長のやり方では、余りにも条例の読解力、解釈も今までとは変わってしまっている。要綱も条例かのように引用してしまう。それでは、要綱を引用されれば議会をばかにしているのと一緒ですよ。要綱なんて議会を通らないものですから。自分たちのルールですので、内規というものです。何で内規で外の者を、職員じゃない者が攻撃されないかんと。うわさ話でやってもらう分にはいいと。

一つ、僕は、先ほど言いましたように、名誉毀損で江南警察署に告訴した。そのときには、江南警察署からは、誰がそれを配付しろと命令したのかわからないから、岩倉市職員全員を対象として告訴状をつくれということで、岩倉市職員全員を告訴対象だったです。それが書類送検されたときには、当然捜査して書類送検するはずですので、そのときには被告というものが片岡恵一となっていた。ということは、岩倉市のほうの捜査によって、この命を出した、この書類を配付しろ、職員全員に見せろと命令したのが片岡恵一市長

だということがわかったということですね。いかんせん、書類送検の書類は僕には回ってこないもんですから、検察官もそれは見せてくれんもんですから。

だけど、結局何も歯どめがかからない要綱でそんなことをやっても、議会を通らんもんですから、庁議のメンバーたちも、ある意味やっつれやっつれなんでしょうね。これでは、先ほど言った要綱のルールのある方と使い方というもの、木村議員が精査せないかんということ。条例すらも精査してもらわないと、先ほど言いましたように、処分した職員の犯罪事案があるのであれば、それは告発、告訴というものをしていかなければ条例の意味がないですね。罰則規定を設ける必要がありませんので。罰則規定があるにもかかわらず、条例に載っているにもかかわらず、それを自分たちの裁量権で無視するなんていうことができる市政ではいかがなものかということですね。

ですので、今の7番についてはそうですし、陳情の5番に関しては、先ほどお叱りを受けたように、あわせての説明をさせてもらって、ここにあるとおりで、公約の退職金、何も誰かと相談しなきゃいけない。

先ほども、これはあくまでうさわ話で僕の耳に入ったもんですから、それは何かというと、片岡市長は退職金を供託金にしておるらしいぞという言葉聞いたんですけど、またそれも、もし片岡市長の口から出ているのであれば、まやかしの言葉ですね。退職金組合が供託なんかするわけがありません。疑義が生じて供託、供託金制度というものは、疑義が生じなければ供託なんかする必要はありません。そうじゃなきゃ受け付けません、供託所は。あくまでも片岡市長、請求者の請求があって初めて退職金が支払われるものであって、請求行為をしないとマニフェストではっきり公言して、2期もそのことを言ってみえる方なんですから、それは当然公約どおり請求書を出してもらったら困りますし、退職した後に、片岡市長は所信表明のときでも、一番最初に市長になられたときに、議員時代は議員をやめてしまえば何の責任もないと。市長はやめた後も責任を問われるんだとおっしゃられていたように、まさにそのとおりなんですよ。その御覚悟があるという認識ですけど、退職金請求をすれば、任期後、例えば来年の2月、3月に退職金請求をすれば、これは情報公開で間違いなくわかります。そのときに、片岡市長は公約を破った人間だとレッテルを4,000万円の金を取りに行つて張られるおつもりなのかと。ここまでは言い過ぎだと思いますけど、公約どおり、それを信じて市長に約8年間、市民の私もついてきた。いざこざはありますよ。それはいろんなことの勘違いだと思いますけど、せめてマニフェストの100番目、これだけはぜひとも守っていただくように強く議会からも質問なりしていただ

きたいと思ってこの陳情を出させていただきます。以上です。

◎委員（堀 巖君） 警告書の関係でいうと、人格をおとしめる行為や侮辱的発言をしたと言っていて、〇〇さんはそんなことしていないという、それはお互いのあった、ないというところで個人的な話だというふうに僕は解釈しています。

さっき木村議員が言われたように、そういうことをここの陳情の場で真偽を確かめるとするのはちょっとできないと。ですので、僕が一番この警告書で疑問に思うのは、第2条第3項第3号の粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為、これに該当するというのは当局の言い分としてはわかると。だけど、それが不当要求行為に当たるというふうに書いてあるんだけど、そのこととは違うんですね。それは手段であって、不当要求行為というのは、それをもって自分の要求を満たす、要求の実現を図る行為を不当要求行為というふうに要綱で規定しているので、その点でこの警告書は文章が違うというか、言っていることがうまく伝わっていないというか、疑義が生じるということで、さっきの要綱の中の警告書と要綱が合致していないという点でいかななものかということで、議会として何か提言をしたりすることは可能だというふうに思います。

◎委員長（宮川 隆君） 他に御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 今、幾つか課題が出されましたが、陳情の形態上、賛否をとるという形式はとりませんので、今出された部分に関して……。

〔発言する者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 申しわけありません、私の誤解でございました。

先ほど、請願5号と7号の取り扱いに関してどのようにいたしましょうというふうに投げかけて、皆さんの御意見をいただいたところですが、この件に関してどのような取り扱いをすればよろしいでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） まず、請願第5号「退職金の市民の声」、これも私は制度上の問題を言いたいんですけど、市民の声・私の提案の実施要綱というところで、これに照らしていくと、市長というものに対しての質問で秘書課長が回答をつくっているということが、何かそれでいいのかなというところがあります。この要綱を見れば、主管の課長が回答を作成するというところになっているんだけど、市長というのは一つの公人だもんだから、しかもこの問題については議会でもたしか議案質疑や一般質問で取り上げられて、市長が答弁している部分があると思います。だから、その部分ぐらいは、やはり答えられる、公になっているわけですからね、その意見を出した人にきち

んと返していくことが誠意ある対応じゃないかなというふうに思うもんですから、そういった問題があるのではないかなというふうに思います。

ですから、この陳情をどういうふうに取り扱うかというところは難しいですけど、改めて市長に問い直すかというようなことが議会の場でやっていくことが一つの方法かなというふうに思います。

それから、もう1点は、この7号に関しては、やはり堀議員が言ったように、この要綱に照らしたとしても、何が不当要求行為なのかというのがわからない警告書になっているもんですから、手段としてのことは書いてあるけど、何が不当要求行為なのかということが示されていないもんだから、きちんとした警告書になっていないというふうに思います。

条文を全部読んでもらえば、多分わかると思いますけど、第3条の第3項のところに、職員は、前条第2項に規定する公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める要求又は前条第3項に規定する暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図る行為ということで、この2つが満たされて初めて上司及び所属長に報告がされて、次の条の第4条の第2項で、これが不当要求行為等対策委員会のほうに通知がされて、次に第6条で規定する対策委員会で検討されて、第8条にあるように警告という流れになってくると思うんですけど、それが満たしたやり方になっていないんじゃないかということと、もう1つ大きな問題は、陳情者も言いましたように、市民に対して警告を出すということを要綱でやっているということは、やっぱり議会としても問題ではないかなと僕も思います。ですから、これは条例化を求めていく必要があるなというふうに思いますので、そういった形での議会からの働きかけというのは、今後やっていくという形で必要なことだというふうに認識しています。

◎委員（堀 巖君） 僕も、やっぱり市民に対する一定の行為を行うとき、それが今回みたいに名誉毀損に当たるようなこともあるかもしれないので、それは本当に慎重にやるべきだなというふうに思いますし、その中で条例化を求めていくことについては僕も賛成ですし、その中で、普通、行政手続的というと、弁明の機会、さっき言った抗弁という話があったけど、普通、行政手続法だと行政手続条例の関係でいうと弁明の機会を付与しなければならないというふうになっているんですね。そういったことが多分手続的に必要なかなということもつけ加えたいというふうに思います。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

◎陳述人 よろしいですかね。

今の堀議員の話のとおりで、抗弁権というものと同じで、僕は、今木村議

員が要綱を持っておられるみたいで、そこにあるように書式がありますよね、発生状況報告書。僕はいつのどのときの何時のことかも全くわからない、誰に対するのかもわからない。黒塗りでもいいから出してほしいと僕が要求しているものを黒塗りも出さないとなるものは、そこは要綱としてもいかななものかということも聞いてほしいんですね。僕は、それを出してもらわないことには全く自分でも自問自答もできない。ですから、今言ったように、抗弁の機会も与えられなければ、いつのどこで起きたこと、内容すらもわからない。それが明確に事実だというのであれば、その立証証拠、立証できる証拠を僕に開示せよと求めていただきたいんですね。もうやっちゃっているんですから。

あと望むことは、市長名か委員長名で僕の警告書の文書に対する払拭することをやっていただきたいですね。家族まで巻き込んでいますから、こんな警告書を出されて。それをお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 原則、委員会は公開しなきゃいけないので、議事録程度、議案程度は公開、これはなぜ非公開なのかよくわかりませんが、そっちのほうもあわせて、本来は問題なので、その辺のところは確認する必要があると思います。

◎委員（堀 巖君） 5号と7号が一緒くたになっていると思うんですが、市民の声のほうの制度的にいうと、さっきありましたように、これは最終的に庁議という場で諮られています。最終的にこういった回答はさっき課長がというふうに要綱上なっています。そのことについて、私自身もおかしいと思います。その決裁をつくるのは課長かもしれませんが、最終的に庁議というのは最高意思決定機関であって、そこには市長、副市長、各部長がいて、そこで最終的にもんでどうするかというのを決めるわけですから、幾ら何でも市長名できちんとした回答をすべきだというふうに思いますが、この場に担当課長さんとかいないので、制度的なことでやり合うことはできませんけれども、これも私個人としての疑問として申し添えておきます。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） この件に関しては、かなり制度に踏み込んで、今後の課題として持っていかなければいけないことと、それから陳情にあります〇〇さん個人の名誉の復活といいたいまいしょうか、抗弁権も含めてという課題がありますので、この場で全てが解決するというふうには思っておりません。先ほどありましたように、通常であれば、この手のものに関して委員会として取りまとめて、そして市当局側に対して政策提案として、条例化も含めて

考えていかなければいけない課題だというふうに認識しておりますけれども、最終的に委員会としてどういうふうに取りまとめていけばいいでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 陳情5号のことについては、質問の回答を委員会として求めればいいんじゃないですか。市長さんが出席していただけるなら、次回のときに。誰かが一般質問をするか、委員会で求めるかというだけのことですので、求めるならこの委員会でもう結論を出しちゃったほうがすっきりすると思いますので。

◎委員長（宮川 隆君） わかりました。出席要請はさせていただきます。

あと、私を取り仕切りの不備で、陳情の第5号と第7号に関して、題目が文書上、委員会議事録に載らない形になってしまっておりますので、冒頭のところに陳情第5号「片岡市長の政治倫理を求める陳情書」及び陳情第7号「岩倉市の警告書の根拠の明確化を求める陳情書」という文字を議事録のほうに載せていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 委員会議事録の訂正をさせていただきます。

では、まず陳情第5号の取り扱いに関して、先ほど大野委員のほうから発言があったように、委員会として市長の次回委員会への出席を求めたところで、疑義が生じないように質問していくということで整理したいと思っております。

続いて、陳情第7号に関しての取り扱いはいかがいたしましょうか。

◎委員（堀 巖君） 今の大野委員のことでいうと、委員会としてやっぱり採択しないと、採択してこのことを委員会として求めるわけですね。だから採択しないとだめだと思うんですが。

◎委員長（宮川 隆君） 手続上ね。

◎委員（堀 巖君） 手続上は。

◎委員長（宮川 隆君） では、話を戻します。

陳情第5号の取り扱いに関して、どのように取り計らいましょうか。

◎委員（堀 巖君） これまでの木村委員や大野委員の話からすると、やはり私もそうなんですけれども、このことについては過去からも議会として質問してきたし、議員というのは市民の代表ですからね。議員が質問すると答えると。だけど、一市民が質問すると私人だから答えないというのは、どう考えてもおかしいというのは皆さんも多分同じ認識だと思います。なので、回答を求めるという方向性は正しいと思うし、だったら採択すべきだという、逆からの理論なんですけれども、ということで、私は採択すべきだというふうに思います。

◎委員長（宮川 隆君） では、ただいま堀委員のほうから、陳情第5号に

関して……。何か間違いがありましたら訂正してください。陳情第5号「片岡市長の政治倫理を求める陳情書」に関して、委員会として採択すべきという御意見がございましたけれども、これは議論は出ていますもんね。

では、この陳情第5号に関して、採択すべしとお考えの委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） 挙手多数であります。

では、続きまして陳情第7号「岩倉市の警告書の根拠の明確化を求める陳情書」に関して、委員さんの御意見等追加の発言がございましたら許します。ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、陳情第7号に関しての最終的な取り扱いをどのようにいたしましょうか。

制度上の問題も多く含まれておりますので、この件に関して、この場で結論を出すということはなかなか難しいし、今後の課題として、根拠となる条例化も含めて進めていかなければいけないなというふうには委員長としては認識しているんですけども、どのような取り計らいをいたしましょうか。

◎委員（木村冬樹君） 問題は2つで、要するに陳情項目の2番については、委員会としてになるんですかね、根拠が条例でじゃなくて要綱でやっているということだもんですから、その問題については議会としてきちんと問題意識を持って条例化を求めていくという対応をとるということにして、ただ、1、3については個人的なところの問題になってくるわけで、そこが、さっき言ったように、この要綱の第2条第2項のどういう行為が当たるのかということが、やっぱり陳情者がわからないように、私たちもわからないという状況があります。

それから、3についてはどういう、要綱にあるのかな、これ。回覧することなんて、ちょっと見たところないんだけど、その辺がちょっと、やっぱり何らかの弁明を求めるというのは必要だというふうに思います。だから、陳情についてここで結論を出すのではなくて、一定、情報をきちんとつかんだ上で対応を検討してはどうでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 岩倉市不当要求行為等対策要綱について、閉会中の継続審査の項目に入れて、みんなでもう一回協議する場を委員として、総務・産業建設委員会として1項目入れて、閉会中も継続しようというのはどうでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） 大野委員から、この件に関しては継続し、研究すべきという御意見がございましたけれども、いかがいたしましょうか。

◎委員（相原俊一君） こういう問題というのは、やはり全議員がそろっての話のほうがいいかと思えますから、また継続審議もよろしいんですけど、そういう場所を設けられては。私は、改めてまた。

◎委員長（宮川 隆君） 全議員の場所というのと全協ですので、そうなりますと議長のもとでということになりますし、総務の関係の政策提言という形で取りまとめるのであれば総務が責任を持つべき話でしょうし、それも含めまして、継続し、研究し、一定の形に整えていきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 異議なしということで、請願第7号……。

◎陳述人 ちょっといいですか。

今のは僕、ちょっと話についていけないんですけれども、その中で僕に對したこの行為の精査はしてもらえるんですか。条例にするはいいですよ、こういったことがあったもんだから。では僕の、先ほどおっしゃられた名誉回復、僕が要求した、先ほど委員長も言われた名誉回復や、その事実確認というものはどこでどうされるのか、それともされないものなのか、どういうものなんですか、今のお話は。

◎委員（木村冬樹君） 閉会中の調査項目に入れるわけだから、全項目を。

◎陳述人 調査もしていただけるということですか。

◎委員長（宮川 隆君） はい、結論はつけます。

◎陳述人 わかりました。理解できました。ありがとうございました。

◎委員長（宮川 隆君） このままいくと12月議会ぐらまで、最長延びる可能性がなくはないんですけれども、できるだけ早期に会を開いていきたいと思っておりますので。

ということで、申しわけありません。陳情第7号に関しては、継続審査の項目に加え、委員会として一定の結論を求めていくということに決しましたので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案の審査に入ります。

議案第84号「財産の交換について」を審査いたします。

当局側の説明はどういたしましょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） では、当局側の説明は省略させていただきます。
では、質疑を許します。

◎委員（大野慎治君） 今回、赤道・青道等の整理だと思いますが、石仏町でも一定、ここだけでなく、こういった取り扱いをしなければいけない箇所はどれぐらいあるのか把握はされていますでしょうか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 石仏に限らず、こういった民地の中に入っている赤道というのは、市内に幾つかあるというのは考えられるんですが、今のところ、市内のどこに何カ所あるというのは、正確なところは把握しておりません。

◎維持管理課長（高橋 太君） 少し補足でございますけど、今グループ長が申し上げたように、全容というか、全数については把握していませんけど、今現在、石仏町で少し相談といいますか、土地の問題ということでこちらが承っているところは、ここ以外でも2件ほどは把握しているところでございます。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、採決に入ります。
議案第84号「財産の交換について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第84号は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号「事故により生じた損害の賠償に係る和解について」を審査いたします。

説明は省略させていただきます。

質疑に入ります。

◎委員（大野慎治君） 今回は、事故に伴う修理の和解という形だと思いますが、1点、音のアートについて、場所によっては一定移動を求めるような市民の声、一定の整理が必要ではないかという声は、依然として声が上がっておりますが、当局の見解をお聞かせください。

◎維持管理課長（高橋 太君） これまでも議会の一般質問とかでも移設を考えてはどうだというような御意見も賜りまして、その都度少しいろいろそ

のときそのときの事情によって、また少し時間をいただいて検討させていただきたいというような回答をさせていただいておるところでございますが、音のアートですね、8体でシンボルロードで展開して、アートプロジェクトだということでスタートして、平成7年、8年に4体ずつ設置したわけでございますけど、かれこれ20年ほど経過しております。

幸いなことに、それにぶつかってけがをしたとか、重大な事故に及んだということは、結果的には今までないわけでございますし、今回は1つもらい事故で壊されましたので、それを新たに設置し直すということも議案に上げさせていただいておりますので、このタイミングでほかのものを撤去だとか、移設だとかというのは少しタイムリーじゃないのかなというふうには考えておまして、私どもとしては、もう少しあの状態で存続したいというふうに考えております。

ただ、先ほど申しましたように、20年もたっていますので、そのもの個々を見ますとかなり劣化が進んでおったりだとか、そういう状況も見受けられますので、この先、例えば是が非でもそれを存続していくんだという話でもなく、一定20年たっていて、市民に20年間親しまれてきたという役目も果たしてきた中で、今後どうするかということは、例えば劣化して直さないといけなくなって、それが何百万もかかるとか、そういった費用的な話も踏まえながら、そういう状況の中で存続、移設、最悪の場合は撤去とか、そういった選択肢の中で判断をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 私も議会の中で質問した当人ですので、ちょっと質問させていただきます。

今の課長の答弁と、私が受けている認識とちょっと違うので質問するんですけども、是が非でも存続していくものではないという話なんですけど、ただ、これって当時、担当部署としては建設部なんですかね。やはりまちづくり全体とすると建設部だけの問題ではなくて、もう少し他課にまたがるような、市全体としてどうしていくんだという話を本来はすべきだというふうに思うんです。

この1個だけが新規できれいになるということで、僕は本会議でも言ったんですけども、これを新しくするときのタイミングをもって、もっときちんと話し合っ、今後どうしていくんだという協議をされていたのかどうかという、多分質問をしたと思うんですけど、このときにはしていないということで、何が言いたいかということ、せつかく、さっき市民の間で20年親しまれてきたというけど、本当にそうなのか、どうなのか、そういう検証を

きちっとしないと、まずだめだと。その上で1個改めちゃって、ほかどうするかというのはまだ決まっていないというのも僕は変だと思うし、もっと計画的にそのことを進めるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがなんでしょうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） 堀委員さんの御指摘の中で、今回のオブジェについては、一つ、先ほども申し上げたように、もらい事故で、加害者がお見えになる中での再設置というふうに考えております。ですので、例えばあれが劣化して、市が100%負担で何とかしなければいけない、今後どうしていこうという状況であれば、今後音のアート全体としてどうしていこうというお話にも及ぶかもしれませんが、今回については、とりあえず私ども加害者側で破損させられてしまったものをもとに直すという形で事を進めた次第でございます。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

◎副委員長（鈴木麻住君） ちょっとお聞きします。

保険で直されるわけですね。ということは、原状復帰というのが原則なのか、デザインを全然変えちゃっても予算の中だったらいいのか、その辺は何かあるんですかね、取り決め。

◎維持管理課長（高橋 太君） 今回の保険といたしましては、再設置についての資金というのは、加害者側の保険の賠償金と、市が加入しています市有物件の補償金で賄うんですけど、補償自体は全損扱いでやっていますので、補償される金額と、今度再設置するものが全く同じものであるかどうかという関係については、絶対ではないです。同じものじゃなければいけないというルールでは保険上はないです。ただ、担当といたしましては、原則同じものを現場に戻すということで、作家さんとの交渉もしてきて、何とかその補償の金額内で市が持ち出すことのないような額の中で設置ができるというような形で話を進めてきております。

◎委員（堀 巖君） やっぱりちょっと考えると、じゃあいつまでにこのあり方を、今後の道筋を立てるのかと。さっき市民に親しまれているんだというふうに素直に捉えると、やっぱりせっかくつくった市の財産なので、今後存続していく意向のほうが強くないと僕はまずいと思うんですよ。1個直して新品にするわけですから。だから、そのことについて、市の全体の意思として、いつまでにどういうあり方の検討委員会か何か設けるかわかりませんが、どういうふうに決めていってやるお考えなんでしょうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） 正直申しまして、今、堀議員がおっしゃったように、あの8つのオブジェについて、いつぐらいの段階で、どういう形

で進めていくかという構想というのは、今現在、担当としては持っておりません。先ほど申し上げましたように、劣化が進んで、現状としてこのまま存続が難しいよというような状況になったら判断すべきかなというふうに思っております。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、採決に入ります。

議案第85号「事故により生じた損害の賠償に係る和解について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は可決すべきものと決しました。以上であります。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） では、休憩を閉じ再開いたします。

本日の委員会は、散会でいいの、これは、表現としては……。

次回委員会は、今月21日を予定しております。また、議会運営委員会等決定いたしました時点で通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

◎委員長（宮川 隆君） では、ただいまから総務・産業建設常任委員会を再開させていただきます。

各委員におかれましては、本会議に続く全員協議会開催の後であり、お疲れであるとは思いますが、慎重な審査をお願いしたいと思います。

本日は9月8日開催の総務・産業建設常任委員会において取りまとめをさせていただきました請願第2号に関する7項目の質問の答弁のため、市長に出席を求めています。

答弁は関連性もあるので、一括でいただきたいと思います。

早速ですが、市長の答弁から始めさせていただきます。

◎市長（片岡恵一君） 質問事項は省略していいですか。1番なら1番ということ。

◎委員長（宮川 隆君） わかるように進めていただければ。

◎市長（片岡恵一君） じゃあ、まず1番の毎年出していたんですねというところではありますが、毎年出していたというのは、議員時代のことでございます。市長になった平成21年以降については、21年分、22年分及び23年の1月から3月分を一括して24年1月に提出し、23年4月から12月までの分及び平成24年から平成26年分と27年の1月から3月分を一括して平成27年4月に提出したということになります。

よって、その部分につきましては、私の記憶違いと説明不足がございましたので、訂正し、おわび申し上げます。

2番目の政治団体における収支がゼロであるという報告は事実なのかということでございます。

6月議会でお答えしましたとおり、政治活動用パンフレットも自分で発注し、自己資金で支払っております。

また、ほかに何か具体的な活動をしていたかということもありませんので、実質的に政治団体としての収支がなかったというのは事実でございます。

3番目の2年に一遍ということもございますが、答弁の中でも申し上げたとおり、政治団体の収支がゼロであったこと、なかなか自由な時間がとれなかったこともあり、そのように考えておりましたことについては、反省をしております。

4番目の郵送したものが開封されていなかった、残高が狂っていたという件でございます。

9月2日の本会議での発言は、残高が狂っていたものが開封されず返送さ

れたと申し上げたものではなく、一度提出した収支報告書に不備があったため、その訂正であったか差しかえであったかを郵送で行ったということでございます。これが受理されずに、送付した際の封筒に入った状態で手元に戻ってきたことがありましたが、その封筒が未開封であったかというのは、記憶違いであったかかもしれません。

次に、5番目の収入ゼロ、収支ゼロの報告ならば、残高が狂うことがないと思われませんがということですが、残高の記載が違ったのは、議員であった平成20年度の収支報告書の翌年への繰越額と、市長になった21年の収支報告書の前年からの繰越額にそごがあったということでございます。説明の言葉が足りず誤解を生じさせてしまい、失礼をいたしました。

6番目の堀議員の一般質問に対する答弁でございますが、私個人と政治団体の代表としての片岡恵一というのは同一人物であります。わかりやすくするために政治団体の名前を使用することについて、個人と代表それぞれの立場からのやりとりのような形で説明したものであります。

それから、冊子の部数、単価ですね。冊子はネットの印刷業者に発注したものであり、現在では記憶も残っておりませんので、正確な印刷部数及び単価は確認できませんが、市内各地で開催しました市政報告会などで配付したものでありますので、約1,000部程度の発注であったというふうに記憶しております。

今回、私の記憶違いがあったり、説明が若干不足したことにより、疑義を生じさせてしまいました点については、重ねておわび申し上げます。

◎委員長（宮川 隆君） 答弁が終わりました。

では、質疑を許します。

◎委員（堀 巖君） まず、1番のところなんですけれども、議員時代と勘違いしていたというお答えだったわけなんですけれども、再三再四一般質問を、ちょっと大分たって記憶があれなんですけれども、市長になってから、特に2期目以降の話を中心にしていて、その回答として、郵送によって毎年出したんですけども、選挙管理委員会の手元にあったというような内容だというふうに私は記憶しているんですが、なぜ議員時代のところと、それこそ大分昔の話じゃないですか。そのことと市長時代のことを混同するようなことが起こり得るんでしょうか。

◎市長（片岡恵一君） 毎年出していたのは議員時代ということは、今記憶を整理しますと、わかってきたわけでありまして。その残高のそごがあったのは、議員時代に多少の、1万何ぼだったと思いますけど、そういうものが残っていたということを思い出しまして、それで整理したところ、市長になる

前の出し方と、それから市長になってからの提出の仕方が大分違っていたということがはっきりしたので、今そのとおりにお答えしたわけでありませう。

◎委員（堀 巖君） 僕は市長とつき合いが短いわけではなくて、市長は賢いお方だし、記憶力も非常にすぐれているという方だというふうにずうっと思っていました。

もともと僕が指摘したのは、一括して出していること自体について、おかしくないかというふうに指摘したわけですよ。おわかりですか。それを答弁の中で、いや違うと、毎年郵送していたというふうに弁明されたわけですよ。

◎市長（片岡恵一君） 郵送したのは1回だけなんです。訂正分を出したのが郵送なんです。それまでは、議員時代は持って行ってたんです。

それで、郵送で毎年出していたかどうかというのは、その辺説明が、毎年出していたというのと、郵送で出したことがあるのの説明の仕方がはっきりそこで分けていなかったもんですから、そういうことに解釈されたんだと思います。説明をきっちりしなかった、記憶が曖昧であったということで、いろんな誤解を招くような話になってきたというふうに思っております。そのことについては、申しわけないというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 最後の(7)の冊子の印刷部数、単価ですけれども、ネットだから云々というふうに言われました。印刷業者というのはわかっているわけですよ。業者だったら、多分そんなに大昔の話ではないので、確認すればわかると思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

◎市長（片岡恵一君） メールでいろいろやりとりしてありました業者であります。私は1回だけそこが本当にあるかどうか確認に行ったことがあります。名古屋なんですけど、高速の空港線、今の高速道路のあれより東であったことは記憶しているんですが、印刷機があるような会社じゃなかったです。仮事務所のようなところで、片仮名の名前だということも覚えていますが、今、4年以上前のメールですから、それが残っていないんでね、どこの業者だと言われても、探せば出てくるかもわからんけど、そういう何か受けて、どこかへ発注して、送ってくるような会社でしたので、今から調べるというのは、なかなか難しい話だと思います。

◎委員（大野慎治君） 片岡恵一と市政を語る会発行の冊子が、政治団体なのか、後援会団体なのか、どっちの活動で、選挙活動だったのか、どういふもとであったのかは別にして、後援会団体の収支に入れるべきだったんじゃないでしょうか。

◎市長（片岡恵一君） それは、選挙管理委員会に確認してございまして、名前を使ったら、この政治団体の収支になるのかということを確認しました。そ

これは6月にお約束していますからね。そうしたら、実態によって判断するということでありました。名前を使ったか使わないかということの問題ではなく、実態がどっちかという話でありました。

私は、私個人としてそういうパンフレットを使って政治活動をしましたので、政治団体が何かやったということではございませんので、収支報告に上げる必要はないという判断をいたしました。

◎委員長（宮川 隆君） 政治活動の範囲だったということですか。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

委員長のほうから2点ちょっとお願いがあります。

1点目は、休憩の動議は委員のほう、もしくは当事者のほうから出させていただくようにお願いしたいと思います。

2点目といたしまして、この委員会は弾劾の場所ではありませんので、ですから質問に対して時間をとっていただいても結構ですので、正確を期す答弁をいただきたいと思います。質疑に対して正確を期すというところを重きを置きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの(7)番の件なんですけれども、問題になっているのは、こちらの立派な冊子が1,000部だということで、業者名はネットだったので記憶がないということの答弁なんです。

先ほど請願者のほうから、これは公職選挙法に基づく法定ビラ、1万6,000枚認められているやつですね。これと後から出てくる100策の後日発行しますと言ったこちらのパンフ、全て多分同じ業者だというふうに思われます、使っている写真も一緒です。ということになると、多分かなりのやりとりをやっているわけで、その記憶としても必ずあると思われま。

それからもう1点は、この決済が代引きかカードか、いろいろありますけれども、カードの決済の方法は、その履歴というのも必ず残っているはずだということが指摘がありました。その点についていかがでしょうか。

◎市長（片岡恵一君） 今すぐ記憶の中で答えろと言われてもわかりませんので、時間をいただいて調べるしかないんじゃないかなと思います。

◎委員（堀 巖君） じゃあ、もう1点。

個人で名前をかりただけ、後援会の名前で個人で動いたという答弁だったというふうに理解しますと、今後、議員、次の市長も含めて、公職選挙法上は、市長の場合は法定ビラ1万6,000枚認められています。議員の場合は法定ビラがないので、それを後援会という活動でもって、これも先輩議員から

教えられたわけですがけれども、そういうことで動いて、後援会を設立する目的で動いているということで冊子なんかを配付していると、そういう実態があるわけです。

市長の今の話になると、もう何でもあり。公職選挙法以外のビラでもチラシでも、個人でポケットマネーで出せば、何でも刷れていいということになってしまいませんか。その点について、どういう認識なんでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 公職選挙法におきましては、政治活動については、看板などの掲示については制限がございます。基本的には立て看板ですね、候補者6枚、後援団体6枚という立て看板以外は掲出できないという制限があるんですけれども、頒布については、政治活動に関しては特段の制限がないと。ただ、それが選挙運動期間中に行われたりしますと、これはできないということになります。

選挙運動期間中は、市長候補の場合は、確認団体制度というのがあって、選挙管理委員会に届け出て、その確認団体の確認を受けた後に、そういった確認団体としての選挙活動ができるということですが、今、堀委員おっしゃられたように、市議会議員については、その確認団体制度がないということになりますから、選挙運動期間中は、後援団体による選挙運動というのは一切できないということになります。それは選挙運動期間中のことでありまして、政治活動については、基本的にはビラの頒布とか、そういったものについては、特段制限がございません。それが選挙運動と認められると、事前運動ということになってしまいますけれども、そこは認められるか認められないかというのは、直ちに私、ここで判断することはできませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

◎委員長（宮川 隆君） 個別事由によるということやね。
他にございますか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 暫時休憩いたします。
（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） では、休憩を閉じ再開いたします。
御意見は承ります。

〔発言する者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 質問は受けられませんが、請願者としての御意見があるんでしたら。

◎請願人 僕の目的は、請願の目的が、もともと片岡市長の収支報告書の記載がないことにクエスチョンがあるものですから、どういうことなのかとい

う質問だったんですけど、このようにネットで頼んだだとか言われても、片岡さんの後援団体は資金管理団体になっておるものですから、必ず1万円以上は領収書が必要なんですね。ほかの方たちは、領収書は必要ありません。別にどこに払ったか、払い先を書くだけでいいです。でも、片岡さんの団体は領収証が必要な団体だものですから、間違いなく領収書があるはずなんですけど、それがわからない。今度は、団体と違う、個人として活動したと。そんなふうな答弁を傍聴して聞いていると、これでは司法に刑事告発僕はしますので、あとは警察当局のほうで捜査してもらってやって、それで結構ですと。こんな茶番で、余りにもふざけている。

どちらにせよ、告発しても、被告発人は会計責任者の奥さん、美智子さんって多分奥さんですよ。もうきょうの次第では、告発状を出すように告発状も用意してあるものですから、もうこの後で警察署のほうに判こをつけて持っていきますので、もうそれで結構です。

◎委員長（宮川 隆君） では、委員からの質疑、他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願に対する討論に入ります。

討論ございますか。

〔「休憩してもらえますか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） では、休憩を閉じ再開いたします。

前言を取り消し、質疑を行います。

◎委員（木村冬樹君） 質疑ではございませんが、この請願書の採択にかかわるところで発言させていただきます。

項目が1、2とあるわけですが、私個人としては、この間も申し上げましたように、1項目については非常に重いということで、これをやるということは、明確な犯罪行為があるということがないとなかなか難しいものですから、そういうふうには真実を追求するということで、1項目めについてはちょっと賛同しかねるところであります。

2項目めについては、今の市長の発言から、一定願意が満たされたし、謝罪もあったということで、2項目めを部分採択するというところで提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） お諮りいたします。

ただいま木村委員のほうから、2項目めに関する部分採択ということで

諮りたいという御意見がありましたけれども、各委員さんの御意見を求めます。それでよろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

請願第2号について、2項目めをもって一部採択ということで、賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） では、2項目めの部分採択ということで、採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第5号の部分で、各委員のほうから確認事項がありましたので、委員長のもとで2点お伺いしたいと思います。

1点目が、市長退職金の廃止に向けての取り組みの現状についてであります。この件に関しては、本会議場でもありますので、その現状と、もしその後、進展がありましたら、その部分もつけ加えてお示しいただきたいと思っております。

◎市長（片岡恵一君） 退職金問題につきましては、これまで何度か議会で説明させていただいたとおり、愛知県市町村職員退職手当組合に要望書を出し、これを受けて開催された組合議会の全員協議会において説明をしておりますが、残念ながらいまだに制度改正に至っていないという状況は変わっておりません。

この秋も、もう一度、知立市長も同じ公約ですので、一緒に要望書を提出するという行動をとります。

◎委員長（宮川 隆君） 2点目、この退職金を最終的に受け取るのかという内容の陳情の内容でありました。

この件に関して御所見がありましたら、お願いいたします。

◎市長（片岡恵一君） 退職金というのは、請求主義でありまして、請求しないともらえないということになって、時効が5年ということになっております。もう1期目のほうは発生しているんですけど、全然請求しておりません。

昨年の3月議会でも同様のことを答弁させていただいておりますが、退職金については自分の収入とせず、何か役に立つようにするということを宣言をしておりますので、そのようにしたいと思っております。

◎委員長（宮川 隆君） 委員長のほうからなんですけれども、この陳情に関しては、賛否をとるものではありませんが、提出者の意見として、回答のあり方に関して多少問題があるのではないかという御指摘もありました。

今、市長の言葉がありましたところが、今まで我々が本会議場で聞いてい

る内容とは変わるものではありませんけれども、回答のあり方というものに関しては、もう少し相手の願意といいましようか、そういうところを含めて丁寧にやっていただくように、委員長からお願いするという形でまとめたいと思いますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

陳情第5号に関しましては、公人と私人の区別をちゃんとつけたもとで回答していただくようお願いしたいということを、委員長のもとでお願いいたします。

請願の(7)に関しては、先ほどの発注先に加えまして、部数も報告いただけるようお願いいたします。これは出ますもんね。

◎市長（片岡恵一君） 記憶をたどったり、お店というか、探し当てればできます。

◎委員長（宮川 隆君） 以上で、陳情の取り扱いに関しても締めさせていただきます。

続いて、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（宮川 隆君） では、休憩を閉じ再開いたします。

続いて、総務・産業建設常任委員会閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議長へ継続の申し入れをすることとしたいと思います。内容といたしましては、前回の委員会の中で取りまとめさせていただいた内容、現在の継続のものと視察項目の内容でありますので、この内容で議長のほうに提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員（大野慎治君） 確認のために。

総務・産業建設委員会の関連団体との意見交換、議会改革検証協議会で決めることなんですが、委員会として活動する場合、ここに入れなくていいですか。関連団体との意見交換とか、そういった……。

◎委員長（宮川 隆君） 委員会としてやるのか、協議会としてやるのか。

◎委員（木村冬樹君） 例えば、この項目の中での意見交換はやれるけど、具体的な項目を上げるべきだもんだから、何があったらのことであれば、またやっぱり改めて手続したほうがいいんじゃない。

◎委員（大野慎治君） わかりました。済みません。

◎委員長（宮川 隆君） では、御意見がないようですので、異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします